

休館中の図書館、学校休業中の学校図書館の取組事例について、参考にしていただくよう周知をお願いする事務連絡です。

事務連絡
令和2年4月23日

各都道府県・指定都市社会教育施設担当課
各都道府県・指定都市指導事務主管課
各都道府県私立学校主管部課 御中
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課

休館中の図書館、学校休業中の学校図書館における取組事例について

子供の読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものです。

臨時休館中の図書館及び学校臨時休業中の学校図書館の取組については、「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ&A（4月17日時点）」に別添1のとおり掲載しているところです。

また、学校図書館の取組については、「新型コロナウイルス感染症対策のために小学校、中学校、高等学校等において臨時休業を行う場合の学習の保障等について（通知）」（令和2年4月21日付け2文科初第154号）において、別添2のとおり通知しているところです。

このたび、各地で行われている図書館及び学校図書館における取組の工夫等に関する事例を別添3のとおりとりまとめましたので、参考として御活用ください。

各都道府県社会教育施設担当課におかれては管下の市町村社会教育施設担当課及び所管の図書館に対して、各政令指定都市社会教育施設担当課におかれては所管の図書館に対して、都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課におかれては所管の学校に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、周知いただくようお願いします。

（本件連絡先）

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課 図書館振興係

TEL：03-6734-3484

E-mail：tosyo@mext.go.jp

新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ&A（令和2年4月17日時点）（抄）

【図書館等の活用に関すること】

問77 学校臨時休業中の図書館の利用は可能か。

- 子供の読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものです。

- 公益社団法人日本図書館協会が2月28日に公表した「新型コロナウイルス感染症による学校休校に係る図書館の対応について」では、「学校が休校になった場合、児童生徒が図書館（中略）を訪れる可能性は高いと思われます。各図書館・学校図書館におかれましては、自治体、教育委員会、設置母体等と、密接に情報交換・協議をして歩調を合わせ、それぞれの地域の状況に適した、感染拡大を防ぐ対応を図っていただきたい」とされています。

- その後、新型コロナウイルス感染症のまん延防止対策として「三つの密」を避けることが強く要請されていますが、中には、感染拡大防止のための対策を講じながら、
 - ①公共図書館や学校図書館の休館中においても、電話やインターネットで予約した本の貸出や、自宅への郵送サービス等を行う。
 - ②レファレンスサービスや、児童生徒を対象とした司書のおすすめ本を紹介する選書サービスを実施する。
 - ③図書館のホームページで読み聞かせ動画コンテンツを公開している。
 - ④学校図書室を児童の自主学习スペースとして活用する。等の取組を行っている例があります。こうした例も参考にさせていただきようお願いします。

(別添2)

新型コロナウイルス感染症対策のために小学校、中学校、高等学校等において臨時休業を行う場合の学習の保障等について（通知）（令和2年4月21日付け2文科初第154号）（抄）

2. 臨時休業を行う場合に義務教育の重要性の観点から取り組むべき事項

（2）地域の状況に応じて取り組むべき事項について

地域や学校、児童生徒の状況を踏まえ、可能な場合においては、分散登校等による登校日の設定や家庭訪問の実施など、教師による対面での学習指導及び学習状況の把握を通じたきめ細かな対応を行うこと。

また、学校図書館についても、感染症対策を徹底した上で、例えば、分散登校日を活用したり、時間帯を決めたりして貸出を行うなどの工夫を図ること。

休館中の図書館の取組事例

(別添3)

予約した図書の貸出し

取組概要

- 利用者はファックス、メール又は電話で図書を予約。
- 図書館と利用者で事前に受け取り日を調整。
- 受け渡しの直前に再度利用者から連絡を受け、図書館が予約された本を準備し、受け渡し。

3密対策のための工夫

- 申し込みをファックス、メール、電話に限定。
- 利用者が集中しないよう事前に受け取り日を調整。



郵送等による配達貸出し

取組概要

- 利用者はインターネットで図書を予約。
- 図書館は予約された図書を郵送や職員によるポスト投函等により、利用者の自宅へ配達。



3密対策のための工夫

- 図書館館内の利用は禁止。
- 貸出しをポスト投函のみとし、直接の接触を避ける。
- 配達の際には職員はマスク、手袋を着用し、書籍及び手の消毒を徹底。

動画コンテンツ等の提供

取組概要

- ボランティアによる紙芝居・読み聞かせの動画を図書館のホームページやSNS等で公開。
- インターネット上で様々な読書関係コンテンツを紹介。



学校休業中の学校図書館の取組事例

時間を区切ったの図書貸出し

取組概要

- 学校の休業期間中、時間を区切って図書を貸出し。
(児童生徒の居住地ごとに時間を決めている例もある。)
- 貸出しを希望する児童生徒は職員に声をかけてから入室。



3密対策のための工夫

- 換気を十分に行い、利用可能時間を分けるなど、室内の利用人数の調整を徹底。
- 児童生徒が図書館を利用する際には手のアルコール消毒を行うよう指導。

分散登校日を活用した図書の貸出し

取組概要

- 学年ごとなどの分散登校日を設けている学校において、登校日に学校図書館を開館し、図書を貸出し。
- 貸出冊数を通常よりも増やすなどの対応。



3密対策のための工夫

- 換気を十分に行い、利用可能時間を分けるなど、室内の利用人数の調整を徹底。
- 児童生徒が図書館を利用する際には手のアルコール消毒を行うよう指導。

郵送等による配達貸出し

取組概要

- 貸出し可能な図書リストを各学校HPに掲載するなどの方法で児童生徒・保護者に周知。
- 児童生徒から電話やメールによりリクエストされた図書を、郵送や教職員によるポスト投函等により児童生徒の自宅に配達。

3密対策のための工夫

- 貸出しをポスト投函のみとし、直接の接触を避ける。



学校司書によるおすすめ絵本の紹介など

取組概要

- 学校司書が、子供たちに読んでもらいたい本や、おすすめの絵本などを選び、学校のホームページ等で紹介。

